

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年5月30日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「千鳥地区食用加工油脂工場建設計画」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 指定開発行為者  
東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号  
日本油脂株式会社  
代表取締役社長 中嶋 洋平
- 2 指定開発行為の名称及び種類  
(1) 名称  
千鳥地区食用加工油脂工場建設計画  
(2) 種類  
工場又は事業所の新設（第3種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域  
川崎市川崎区千鳥町5番8号他
- 4 指定開発行為の目的及び内容  
(1) 目的  
食用加工油脂工場の建設  
(2) 内容  
ア 敷地面積 13,623.4 m<sup>2</sup>  
イ 土地利用計画  
(ア) 工場棟 3,460.0 m<sup>2</sup>  
(イ) 製品倉庫 1,699.5 m<sup>2</sup>  
(ウ) タンクヤード 1,000.0 m<sup>2</sup>  
(エ) 緑化地※ 2,903.0 m<sup>2</sup>  
(オ) 排水処理設備 375.0 m<sup>2</sup>  
(カ) 構内通路, その他 4,185.9 m<sup>2</sup>  
※別に, 屋上緑化520.0 m<sup>2</sup>  
ウ 工場設備計画  
(ア) 生産設備  
・ マーガリン製造設備  
・ 原料・製品貯槽  
・ 原料油脱臭装置  
・ 製品倉庫  
・ 排水処理設備  
(イ) 生産能力 42,000 t/年
- 5 指定開発行為の施行期間  
着手予定：平成14年 6月  
完了予定：平成15年 8月
- 6 条例見解書の写しの縦覧期間, 場所及び時間  
(1) 期間  
平成14年5月30日（木）から平成14年6月28日（金）まで  
ただし, 土曜日, 日曜日等閉庁日は除きます。  
(2) 場所  
川崎区役所, 川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境評価室）  
(3) 時間  
午前8時30分から午後5時まで